

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

橋本市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 26 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

橋本市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木下 善之

橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第225号)の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

		改正後										改正前									
別表(第2条関係)		勤務年数										勤務年数									
階級	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000			
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000			
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000			
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000			
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000			
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員については、同日前に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。